

LRTを基幹軸とし、利便性の高い「公共交通」によるコンパクトなまちづくり

1月29～31日、上野みえこ議員は「地域公共交通特別委員会」の視察で、次世代型路面電車・LRTの先進都市「宇都宮市」「富山市」の調査をしました。



富山ライトレール

宇都宮ライトライン

LRTとは、

「Light Rail Transit」の略で、低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する軌道系交通システムのことです。

【宇都宮市】全国初の全線新設による本格的LRT

2023年8月に開業した芳賀・宇都宮LRT(ライトライン)は、全国初の全線新設LRTとして注目されています。

宇都宮駅から大学経由・工業団地までの路線整備で、平日は通勤・通学の利用増、休日の買い物利用も増加しました。整備効果として、沿線の人口増と転入超過、沿線地価の11%上昇、移住者が14倍になりました。

宇都宮駅は新幹線停車駅であり、今後は市役所・県庁方面への延伸で東部宇都宮駅と繋げ、交通結節強化を図る方向です。

利用者の利用促進では、地域連携ICカード「totora」を導入し、公共交通の乗継割引制度(バス・電車の乗継割引で街中まで500円以内)、バスの上限運賃制度(どこまで乗っても400円以内)などの運賃割引があります。

【富山市】全国に先駆けLRT整備、コンパクトシティを推進

コンパクトなまちづくりを実現する基本方針の第1に「公共交通の活性化」を掲げ、富山港路線の路面電車化事業や市電の環状線化事業を実施、全国に先駆けLRTを整備してきました。

JR富山港線を路面電車化し、日本初の本格的LRTとして蘇らせ2006年に開業しました。

中心市街地では、既存の市電路線を延伸して環状化、回遊性が街の賑わいに。(2009年開業)

さらに新幹線駅北側の富山港線と南側の富山軌道線を、新幹線駅部分で結節する南北接続事業を行い、2020年3月に接続が完了、新幹線富山駅から直接市電に乗れます。

富山市は、新幹線駅を中心にLRT化された市電が公共交通の基幹となり、市内各所を公共交通で移動できます。

「おでかけ定期券」で、65歳以上の人は1乗車100円です。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 2月19日(水) 午前10時～12時
中央区・たんぽぽ法律事務所(大江5-16-1-1F) ☎328-2656
- 2月21日(金) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) ☎338-2001
- 2月27日(木) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18ハイツふかだ1F) ☎328-2656
- 3月11日(火) 午前10時～午後4時
西区・さくら法律事務所(京町本丁1-22) ☎090-8667-3148
- 3月13日(木) 午後1時～4時
南区・菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) ☎322-7731

日本共産党
熊本市議会だより

NO. 1400
2025年2月9日号
電話 328-2656
FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 メール:kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
発行:日本共産党熊本市議団 HP:共産党熊本市議団

検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

日本共産党辰巳孝太郎衆院議員の調査で PFAS 使用が判明 県は PFAS の使用中止を TSMC に求めよ



熊本県へ地下水汚染対策を要望

半導体企業 TSMC が 3 種類の PFAS (PFBS、PFPeS、PFBA) を使用することが判明。

1 月 31 日、日本共産党熊本県委員会は、TSMC(JASM)工場での PFAS 使用について緊急に熊本県知事申し入れました。党市議団も同席しました。

〈要望事項〉

- ①TSMC に PFAS 使用の中止を求めること
- ②県地下水保全条例を改正し地下水保全目標に PFAS を加えて規制すること
- ③国に対して PFAS を水質汚濁防止法の「有害物質」とするよう求めること

危険性が指摘されている有機フッ素化合物

日本共産党の辰巳孝太郎衆院議員の JASM への問合せに対して、JASM は「使用する 3 種類の物質について、PFBS、PFPeS、PFBA であると経済産業省を通じて回答しました。」

このうち、PFBS について、EPA(米国環境保護庁)は、健康へ与える影響について、甲状腺、発達、腎臓への影響との関連が特定されたことが指摘されています。

PFBA についても、EPA(米国環境保護庁)は、経口で一定量を暴露すると、甲状腺、肝臓、発達に影響がでる可能性が高いと指摘しています。

熊本県の担当課は、「国の基準にない」と繰り返していますが、申し入れにあるように、危険性を認識するならば、県地下水保全条例を改正し、地下水質保全目標の対象化学物質に PFAS を加えて規制することが必要です。

市民への情報公開は当然の責務

申し入れに対して熊本県は、
▼PFAS 使用の把握について
「いろいろ使用する化学物質について情報をもらっているが、指摘の 3 種が含まれるかどうかは非公開情報もありコメントできない」
▼「使用する化学物資は、それがいつ使われるのかは TSMC ではないからわからない。モニタリン

グ調査を行い、変化があれば専門家の意見を聞いて対応する」

TSMC が政府に出した進出計画では、「自治体等から情報提供の協力依頼があった場合には誠実に対応する」と明記しており、県は、県民の懸念を払拭するために TSMC に対して情報提供・開示を強く求めるべきです。

「予防原則」の立場で水俣病の過ちを繰り返させない

すでに昨年 12 月から第一工場は本格稼働に入っていますが、PFAS はまだ法的な規制がほとんどありません。よって県の対応では「行政として指導はできない。お願いだけ」にとどまっています。

今必要なことは、予防原則にたって TSMC が使用しないよ

う求めるべきで、PFAS を規制できるように県条例を改正し、行政として指導できるようにすることです。

水俣病の教訓から学ぶべきは、「予防原則」であり、それを実効性あるものとするのが、「県地下水保全条例の改正」です。